

## 他の市区町村において不在者投票をする際の手順について

ひたちなか市の選挙人名簿に登録されている方で、出張などの理由により、2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の当日、他の市区町村に滞在される予定の方については、選挙期日前の定められた期間内に滞在先の市区町村において不在者投票をすることができます。

不在者投票をするには、下記①～④の手順が必要となり、郵送でのやりとりを2～3回行うことになります。**有効な投票となるよう、請求から投票までを可能な限りお早めに行ってください。**

このたびの衆議院議員総選挙は、法令等の規定により、**最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票の投票用紙等の交付及び不在者投票ができる期間は2月1日以降となります。**

**投票用紙等を請求してください（不在者投票をする方→ひたちなか市選挙管理委員会）**

滞在先の市区町村において不在者投票をしようとする方は、別紙「不在者投票宣誓書 投票用紙・不在者投票用封筒請求書」に必要事項を記入のうえ、**直接持参するか郵送でひたちなか市選挙管理委員会に提出してください。**公示日前でも提出は可能です。なお、**ファクスや電子メール等による提出はできませんのでご注意ください。**

また、「不在者投票宣誓書 投票用紙・不在者投票用封筒請求書」は**必ず選挙人本人が自書してください。**

※投票用紙等の請求は、上記の方法のほか、いばらき電子申請・届出サービスからもオンライン請求を行うことができます。（事前に個人番号カードの準備が必要です。）

**1月31日までに請求をする場合は、請求の際に投票用紙等の発送時期をお選びください。**

**②投票用紙等を送付します（ひたちなか市選挙管理委員会→不在者投票をする方）**

ご請求いただきましたら、貴方の滞在先に投票用紙・内封筒・外封筒・不在者投票証明書を郵送します。「開封厳禁」と書かれた茶封筒は絶対に開封しないでください。**自宅などで投票用紙にあらかじめ記載したり、不在者投票証明書の入った封筒を開封したりすると投票できなくなりますのでご注意ください。**

**③最寄りの選挙管理委員会の立ち会いのもと投票してください（不在者投票をする方→最寄りの選挙管理委員会）**

お届けした封筒ごと最寄りの市区町村選挙管理委員会（市区町村役場等）に持参し、係員の指示にしたがって不在者投票をしてください。

不在者投票ができる法定の期間は、1月28日（水）から2月7日（土）までとなります。不在者投票ができる場所・時間については、最寄りの市区町村選挙管理委員会にご確認ください。

**国民審査の不在者投票ができる期間は2月1日（日）から2月7日（土）までとなります。**

**④投票用紙等が投票所へ送られます（最寄りの選挙管理委員会→ひたちなか市選挙管理委員会→投票所）**

不在者投票をした投票用紙等は、不在者投票をした選挙管理委員会からひたちなか市選挙管理委員会へ郵送され、2月8日（日）に指定投票区の投票所へ送致されます。

**2月8日（日）の午後6時までにひたちなか市の指定投票区の投票所に届かない場合は無効となりますので、お早めに不在者投票をしてください。**